別紙様式第23号　（平15内府総省文科令１・全改、平16内府総省文科令１・平18内府総省文科令１・平18内府総省文科令２・平20内府総省文科令２・平20内府総省文科令４・平22内府総省文科令１・平23内府総省文科令１・平24内府総省文科令２・平25内府総省文科令１・平26内府総省文科令１・令元内府総省文科令１・令元内府総省文科令６・一部改正）

（表）

注　意　事　項	
１　この証は、各面をよく読んで大切に持つていてください。 ２　この証では、資格喪失の際に、現に診療を受けていた傷病及びこれによつて発生した疾病についてのみ、診療が受けられます。診療を受けようとする際には、必ずこの証をその窓口で渡してください。 ３　この証で診療を受けたときは、次の金額を支払つてください。 (1)　保険診療の費用（(2)の費用を除く。） ア　組合員であつた者　３割に相当する金額 ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、２割（ただし、昭和19年４月１日までに生まれた者は１割）に相当する金額となります。 イ　被扶養者であつた者　３割に相当する金額 ただし、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は２割に相当する金額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は２割（ただし、昭和19年４月１日までに生まれた者は１割）に相当する金額となります。 (2)　入院時の食事療養又は生活療養に要する費用　定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額 ４　この証は、健康保険制度の日雇特例被保険者等として療養の給付等が受けられるようになつたとき、組合員等、私学共済制度の加入者等、健康保険制度の被保険者等、船員保険制度の被保険者等、国民健康保険制度の被保険者となつたとき、組合員の資格を喪失してから起算して６月を経過したとき、法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたとき又は診療を受けていた傷病が治つた等のため不要となつたときは、直ちに返納してください。 ５　表面の記載事項のうち組合員であつた者又は受給者の氏名又は住所に変更があつたときは、この証を提出するとともに、新旧の氏名又は住所を遅滞なく届け出てください。 ６　不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。	地　方　公　務　員　共　済　組　合 特　別　療　養　証　明　書 ○　○　共　済　組　合

（裏）

地方公務員共済組合特別療養証明書

令和　　年　　月　　日　交付

組合員であつた者	記号		番号	（枝番）
	氏名			性別 男　女
	生年月日	昭・平・令　　年　　月　　日生		
	現住所			
受給者	記号		番号	（枝番）
	氏名			性別 男　女
	生年月日	昭・平・令　　年　　月　　日生		
	現住所			
発行機関	所在地			
	組合（保険者）番号名称及び印			

療養給付記録1	傷病名			
	受給期限	令和　　年　　月　　日		
	終了年月日	令和　　年　　月　　日	転帰	
	備考			
療養給付記録2	傷病名			
	受給期限	令和　　年　　月　　日		
	終了年月日	令和　　年　　月　　日	転帰	
	備考			
療養給付記録3	傷病名			
	受給期限	令和　　年　　月　　日		
	終了年月日	令和　　年　　月　　日	転帰	
	備考			